

白井市マスコットキャラクター「なし坊ファミリー」使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白井市マスコットキャラクター「なし坊ファミリー」のデザインの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) キャラクター 別表に掲げるマスコットキャラクターをいう。
- (2) デザイン 別表に掲げるキャラクターの基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザインをいう。

(使用承認申請)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「なし坊ファミリー」デザイン使用承認申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用の範囲内で使用するとき。
- (2) 市の機関が使用するとき。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 農家や販売店が白井市産の梨や白井市産の野菜であることを表現する目的で使用するとき。
- (6) 営利活動又は宗教活動、政治・選挙活動を目的としない市民活動団体等が活動の範囲内で使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6) 別に定めるデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不適当と認めたとき。

2 市長は、デザインの使用を承認するときは「なし坊ファミリー」デザイン使用承認通知書（別記第2号様式）により、承認しないときは「なし坊ファミリー」デザイン使用不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第6条 デザインの使用期間は、当該デザインの使用を承認した日から当該日の属する年度の末日までを限度として市長が決定する。

2 前項の期間は、更新することができる。

3 第3条及び第4条の規定は、前項の更新について準用する。

(使用上の遵守事項)

第7条 デザインの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」とい

う。) は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインを使用し、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (4) デザインガイドマニュアルに基づき正しく使用すること。
- (5) 市が承認に係る物品等の品質を保証するかのような誤解を与えないよう配慮すること。
- (6) 承認に係る物品等の完成品を速やかに市長に提出すること。
ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真等完成品の確認ができるものをもって代えることができる。

(申請内容の変更)

第8条 使用者は、承認を受けたデザインの使用内容を変更しようとするときは、「なし坊ファミリー」デザイン使用変更申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、デザインの使用内容の変更を承認するときは「なし坊ファミリー」デザイン使用変更承認通知書（別記第5号様式）により、承認しないときは「なし坊ファミリー」デザイン使用変更不承認通知書（別記第6号様式）により申請者へ通知するものとする。

3 第4条第1項の規定は、第1項の規定による申請について準用する。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、デザインの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

- (2) 第7条の遵守事項を遵守しないとき
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不適当と認めたとき。
- 2 市長は、デザインの使用の承認を取り消したときは、「なし坊フアミリー」デザイン使用承認取消通知書（別記第7号様式）により使用者へ通知するものとする。
- 3 デザインの使用の承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、前項の規定による通知があった日以後、当該承認に係る物品等を使用してはならない。
- 4 市長は、承認取消者に対して、当該物品等の回収を求めることができる。
- 5 前項に規定する物品等の回収に係る費用その他の承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認取消者が負担するものとする。
- 6 市長は、前項に規定するもののほか、承認取消者に生じた損害について、責任の一切を負わない。

（責任の制限）

第10条 使用者は、デザインの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は、損害賠償、損失補償等について、責任の一切を負わない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

キャラクター	基本デザイン
なし坊ファミリー	
なし坊	
かおり	
ゆたか	
さち	
ちょうじゅうろう	
たか	

別 記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）白井市長

申請者：住所

団体名

氏名（代表者名）

「なし坊ファミリー」デザイン使用承認申請書

白井市マスコットキャラクター「なし坊ファミリー」のデザインを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用キャラクター	<input type="checkbox"/> なし坊ファミリー <input type="checkbox"/> なし坊 <input type="checkbox"/> ゆたか <input type="checkbox"/> ちょうどじゅうろう	<input type="checkbox"/> かおり <input type="checkbox"/> さち <input type="checkbox"/> たか		
2 使用対象物品等				
3 使用目的				
4 使用方法				
5 作成数量				
6 販売の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
7 使用期間	年 月 日から	年 月 日		
8 使用場所				
9 担当者連絡先	氏 名		所 属	
	電 話		F A X	
	E-mail			

添付書類

- (1) 企画書等（レイアウト、図面等使用方法がわかるもの）
- (2) 申請者の概要書（パンフレット等）
- (3) その他

第2号様式（第4条第2項関係）

第
年
月
日
号

様

白井市長

印

「なし坊ファミリー」デザイン使用承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった白井市マスコットキャラクター「なし坊ファミリー」のデザインの使用については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認番号						
2 使用キャラクター	<input type="checkbox"/> なし坊ファミリー <input type="checkbox"/> なし坊 <input type="checkbox"/> ゆたか <input type="checkbox"/> ちょうどじゅうろう					
3 使用対象物品等						
4 使用目的						
5 使用方法						
6 作成数量						
7 販売の有無	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無			
8 使用期間	年	月	日から	年	月	日
9 使用場所						
10 条件						

第3号様式（第4条第2項関係）

第
年
月
日
号

様

白井市長

印

「なし坊ファミリー」デザイン使用不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった白井市マスコットキャラクター
「なし坊ファミリー」のデザインの使用については、下記の理由により不承認
としたので通知します。

記

1 使用対象物品等

2 理由

第4号様式（第8条第1項関係）

年　　月　　日

（宛先）白井市長

申請者：住所

団体名

氏名（代表者名）

「なし坊ファミリー」デザイン使用変更申請書

年　　月　　日付け 第　　号で承認を受けた内容について
変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認番号		
2 使用対象物品等		
	変更前	変更後
3 変更内容		
4 変更理由		

添付書類

変更後の企画書等（レイアウト、図面等使用方法がわかるもの）

第5号様式（第8条第2項関係）

第
年
月
日
号

様

白井市長

印

「なし坊ファミリー」デザイン使用変更承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあったデザインの使用内容の変更について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認番号		
2 使用対象物品等		
	変更前	変更後
3 変更内容		
4 条件		

第6号様式（第8条第2項関係）

第
年
月
日
号

様

白井市長

印

「なし坊ファミリー」デザイン使用変更不承認通知書

年　　月　　日付で申請のあったデザインの使用内容の変更については、下記の理由により不承認としたので通知します。

記

- 1 承認番号
- 2 使用対象物品等
- 3 理由

第7号様式（第9条第2項関係）

第
年
月
日
号

様

白井市長

印

「なし坊ファミリー」デザイン使用承認取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で承認したデザインの使用については、下記の理由により承認を取り消したので通知します。

記

- 1 承認番号
- 2 使用対象物品等
- 3 理由